

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年7月9日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要  
プール部分塗装工事
- 2 履行（納品）場所  
横浜市南区平楽1番地  
横浜市立平楽中学校
- 3 契約日  
令和6年5月13日
- 4 履行日又は履行期間  
令和6年6月17日
- 5 契約金額  
825,000円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
横浜市磯子区岡村7-35-16  
株式会社 サクラ
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
平楽中学校において、プール下配管スペースのモルタル部分より漏水が発見されました。このままでは6月下旬から開始する水泳授業を行うことができないため、教育活動に重大な支障があるため緊急対応を行った。
- 8 契約の相手方の選定理由  
横浜市一般競争入札有資格者名簿から、速やかに対応が可能である業者を選定した。
- 9 所管  
教育委員会事務局施設部教育施設課